

行われているのが現状であります。あえて介入と申し上げたのは、もしこの指導に逆らうときは財政的措置をとられることをも覚悟しなければならないからであります。このことは、私自身がかつて自治体の長としてつぶさに体験してきましただけに、ぜひ改めていただきたいと思うのであります。ですが、いかがでありますか。

また、これと関連して、政治倫理確立についての一定の御見解をお持ちであるやうかがえる自治大臣のお考えが聞きたいと存じます。

今の国と地方の関係は必然的に地方を國への陳情に駆り立てます。そして、それがゆえに特定の政治家が利益誘導に入れる轍地がつくられています。すると見えないであります。こうした利益誘導の余地をなくすることこそ政治倫理の観点から急務ではないかと私は思うのであります。が、あなたがお聞きしたいと存じます。

基本的なことでの三つ目は、最近の行政投資の動向と経済見通し、とりわけ内需拡大問題についてであります。

政府は、経済見通しとして五・九%の名目成長を図り、内需を拡大するとしておりますが、私はこれに疑問を持たざるを得ません。政府、特殊法人及び自治体の投資等、行政投資トータルの国民への還元割合が最近著しく低下しているからであります。

過去最高の投資割合を示した昭和五十年度と五十六年度の比較では、五十年度には国民一人当たりの租税負担額二十万一千四百五十五円に対する行政投資額がその約七二・九%でありましたが、五十六年度はその割合が六〇・二%にと一二・

七%も落ちていているのであります。一方、租税負担率の方は二三・六%から二一四%へと増高しております。ましてや、五十九年度には、國の公共事業はもとより、自治体の単独事業もマイナスということになれば、國民への還元はますます低下するばかりではありませんか。

しかも、事業別の投資額の面では、依然として道路投資が全体の二〇%を占め、厚生、福祉、住宅、環境衛生部門は横ばいか低下しているという旧態依然の行政投資の姿なであります。

こうした中で、さらに五十九年度地方財政計画では、公共事業に対する國の負担割合の低下による自治体負担の増大が示されているのでありますから、これでは内需拡大どころか、国民生活の不均衡拡大を招くばかりで、行政投資が何らの波及効果を持たないのではないかと思うからであります。経済企画庁長官の御所見を伺いたいと存じます。

さて、そこで、地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに地方財政計画についてであります。

政府は、以上の借金依存は地方財政の基盤を搖るがせかねないとして、借金政策の継続をやめることが五十九年度地方財政対策の最大の特徴だとしております。確かに、交付税特別会計における借金は廃止されております。しかし、その一方では、一兆五千百億円の財源不足に対し、地方債増発による補てんという措置のほか、交付税特別会計の借り入れ措置廃止のための代替措置として、特例措置分の千七百六十億円等三千四十九億円の交付税増額をするということであります。その中身たるや、実質三百億円にしかすぎないではありませんか。しかも、これも昭和六十六年度、六十七年度に返還するというのですから、國は全く痛くないということになるではありませんか。

そこでお尋ねいたしますが、それでは、これまで自治、大蔵両大臣が覚書を交わして地方財政へのしわ寄せを回避してきたというその経緯は、一体どこへ行ってしまったのでありますか。特に大蔵大臣の御答弁をいただきたいと存じます。

んか。

したがって、結果として地方財政計画における公債費の比率が一〇・七%に増大しています。都道府県と市町村の五十七年度決算を見ますと、その経常収支において政府が目的にかたきにしていることになれば、國民への還元はますます低下するばかりではありませんか。

人件費の面では、対前年比一・九%並びに一・四%とそれぞれ減少しているにもかかわらず、公債費については一三・八%及び一四・八%と、それぞれ一・二%そして一%と対前年比が増大しているのであります。

このようなもので、地方債の増発をもつてする財源補てん策は、政府の言う健全化どころか、今後の財政運営において黄信号とされている一五%ラインを突破するおそれの方が心配される、そんな危険な対策だと思うのでありますが、政府の御所見を伺いたいと存じます。

加えて、五十九年度の地方財政対策にはもう一つ大きな問題があると思うであります。それは、一兆五千百億円の財源不足に対して、地方債増発による補てんといふ措置のほか、交付税特別会計の借り入れ措置廃止のための代替措置として、特例措置分の千七百六十億円等三千四十九億円の交付税増額をするということであります。その中身たるや、実質三百億円にしかすぎないではありませんか。しかも、これも昭和六十六年度、六十七年度に返還するというのですから、國は全く痛くないということになるではありませんか。

そこでお尋ねいたしますが、それでは、これまで自治、大蔵両大臣が覚書を交わして地方財政へのしわ寄せを回避してきたというその経緯は、一体どこへ行ってしまったのでありますか。特に大蔵大臣の御答弁をいただきたいと存じます。

また、今回の特例措置や三百億円の返還という実質的な年度間調整の導入等が、将来交付税制度の根幹を変え、かつての地方財政平衡交付金のような制度に引き戻す布石になるとしたらゆき

問題だと思うのですが、制度改正を強調しておられる総理並びに大蔵大臣から今後への展望をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、地方税制の改正について二点ほどお伺いいたします。

その第一点は、非課税特例措置廃止を引つ込みたのはなぜかということであります。私には、どうも今回の地方税改正というのは抵抗の弱い取りやすいところから税を多く取り立てようという、いわば行き当たりばったりのものに思えてなりません。三千百三十億円減税するが、もう一方では五千七百七十億円増税するという案を提示しながら、なぜ非課税特例措置の廃止をいとも簡単に引つ込まれてしまったのであります。

この点については自民党總裁としての総理にもお伺いをいたします。この社会保険診療報酬及び新聞、放送事業等に対する非課税措置は、昭和二十年代後半に、緑風会が過半数を占めていた当参議院において議員立法として誕生したという経緯があります。そこで、この際、地方の財源確保という面からして、まず参議院における与野党協議によつてこれに課税するという道も考えられます。が、その御意思がおありになりますか、どうでありますか。お伺いいたします。

二点目は、今後の法人課税の問題であります。二年間の暫定措置ということで法人税が一・三%引き上げられて、その國への配分割合が高くなるかわりに、地方への配分割合は〇・五%下が

り、三三二%ということになります。このことは、昭和四十一年の三四・一%をピークに漸減傾向を示している地方への配分の割合の問題を放置しておるに起つてゐるものであります。地方税を軽視しているものと言わざるを得ません。法人均等割の二・五倍引き上げで地方にも約一千億円の増収が期待できるといつても、これをもつて配分割合の低下を補うなどということは本末転倒だと言わざるを得ません。

地方の税収の安定的確保を図るためにには、本来、市町村には法人市民税の引き上げ、都道府県には法人事業税を外形標準課税への転換などによる施策が本筋であろうと思うのであります。が、政府の御所見を伺いたいと存じます。

以上の質問を申し上げながら、私には、政府が一体どれだけ地方の実態を掌握し理解しておられるのだろうかとの疑問がますます強まってくるのであります。

例えば、ことしの豪雪に関連して言えば、ことしの寒波は例外的な厳しさでありましたし、断続的に降雪が長く続いたわけでありますから、地方の住民と自治体は雪との闘いに愚戦苦闘してまいりました。殊に豪雪地帯では、三月半ばを過ぎてもなお除雪と取り組まなければなりません。これら除雪費をとうに使い果たした自治体に対して、政府も一応は五六豪雪を参考に対応されるようあります。

しかし、これらの自治体にとってみれば、國の対応は雪との闘いの一部への手当てをしていただけすぎません。対象にならないが、やらねばならない事業もあります。豪雪地の中にあって対象から除外されてしまう場合もあります。これから

の仕事として、雪崩の防止対策、損傷した道路の補修、経済活動を阻害してきた地場産業への

こ入れ、農作業のおくれ対策その他へと、なお大きな出費が自治体には待つてゐるのであります。

これらに対する財源確保については、一体どの程度に配慮していただいているのであります。

今、豪雪地帯のことの実態の一部を例として申し上げましたが、要は自治体にとって減らすことのできない財政需要が多くある中で、今度の制度改正なるものが、国の都合で一方的に自治体財政を一層厳しいものに追い込むであろうことを憂うるのであります。

そこで、最後にお伺いいたします。

この際、国と地方の関係を根本的に見直して、地方六団体の提言もあることでありますし、その責任の範囲、分担等を明確にされるお考えはありますか。眞の地方自治、地方分権に向けての制度改正の意思と熱意をぜひとも示していただきたいと存じます。

これまで國の施策によって自治体の経費増になると、政府はしばしば交付税算入という、あたかも器を変えないで中の五日飯の具の数だけふやかれております。これまでの教育委員選任が法の規定に反するところにおける教育委員の選任が法の規定によるとの認識に基づいて行われたものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条によりますと、「委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と、このように書かれています。そのため、この法律の趣旨をぜひ尊重してやっていただきたい。政府がとりましては、やむを得ず行つたものであります。不适当な介入ではないと思います。

次に、國の地方に対する財政措置を伴う指導という介入について改るべきではないかという御質問でございますが、地方公共団体の指導は、その自主性を尊重しながら、地方行政の健全かつ適切な運営を基本として行われるべきものであり、かつ地方公共団体におけるどこどこ調整、そういう普遍性を維持するという意味もあって行われて

いるものであると考えます。

次に、地方交付税制度の根幹を変えるようなことを今度やつてはいるではないか、今後の展望いかんという御質問でございます。

まず第一は、地方自治の本旨についていかに考

えているかという御質問でござります。

憲法第九十二条に規定する地方自治の本旨と

は、地方公共団体の自主性と自律性が十分發揮できるよう地方自治の制度を定め運営することであ

ると理解しております。そのためには、臨調答申

も指摘しておりますように、できるだけ地域の仕事はその地域が、住民の身の回りの仕事はその住

民の自主性においてこれを執行する、そういう方

向で地方分権の趣旨に沿つて制度を改革し運営していく、こういうような考え方立っておると思つております。

事業税の問題につきまして御質問がございま

た。

この社会保険診療報酬及び新聞、一般放送事業等にかかる事業税の特例措置は、確かに表示のように議員提案によって設けられたものでございませんか。眞の地方自治、地方財源の安定的確保等による財政改革の徹底、地方財源の健全化に努力してまいります。したがつて、交付税措置は、国と地方との財源配分である地方交付税制度の基本的性格を変えるものではありません。今後とも

行政改革の徹底、地方財源の健全化に努力してまいります。

事業税の問題につきまして御質問がございま

た。

この社会保険診療報酬及び新聞、一般放送事業等にかかる事業税の特例措置は、確かに表示されています。これらの特例措置のあり方につきましては、今後とも国会における御論議、与野党協議の推移、あるいは税制調査会における審議等を踏まえまして、引き続き検討すべきものと考えております。

最後に、交付税の算入とか、あるいはそのほかの措置については、地方財政の健全化に向けてこれを阻害するものではないかという御質問でござります。

いますが、国は公経済の車の両輪として地方財政の円滑な運営を確保し、その健全化を図るために、今後とも毎年度の地方財政対策において最大限の努力を行つていく所存でございます。

残余の答弁は関係大臣から答弁させていただき

ます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

〔國務大臣田川誠一君登壇、拍手〕

○國務大臣(田川誠一君) 稲村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、文部省の中野区に対する勧告についての御質問でござりますが、今回の文部省の中野区に対する勧告は、文部大臣が担任する教育事務について、中野区におきまして地方教育行政の組織運営の規定の趣旨に反する運営が行われているとの認識のもとに、その是正のため適切と認める勧告を行つたものであると聞いているところでござります。國は一般に地方公共団体に対し適切と認められる技術的な助言もしくは勧告を行うことが認められておりまして、今回の文部省の措置もそのような考え方に基づいて行われたものと考えられますて、地方自治に不當に介入するものではないと考えておる次第でございます。

國への陳情に伴う政治家の利益説などについての御質問でござりますが、地方公共団体が住民の要望にこたえて事業を実施するに当たりまして、國の行財政上の援助措置が必要とされる場合におきまして、地域の実情に詳しい国会議員がこれに協力することは意味のあることであると考りますが、その過程におきまして、もし政治倫理の観点から非難されるようなことがあるとすれば、これは問題であると思います。

なお、補助金の交付や許認可権限の行使により、地方公共団体が自主的に行財政を運営するところが阻害されていることはこれまでも指摘されたところでありますので、私としても関係官庁との協力を得ながら、國庫補助金や許認可等の整理合理化を図るよう今後とも努力をしてまいる所存でございます。

地方財政対策についてお答えをいたしましたが、
地方団体に対する財政対策は、国、地方を通ずる
厳しい財政状況を踏まえつつ、地方団体の財政の
運営に支障のないよう所要の措置を講じており
まして、地方債依存も極力抑制することとしてお
ります。今回の地方財政対策におきまして、地方
団体の行財政運営に対し、国の財政と同様、節
度ある財政運営を求めることとしておりますが、
これは中期的に見て地方自治の発展向上につなが
るものと信じております。國から地方への責任
転嫁とは考えておりません。

財源不足の補てんについてお答えいたします
が、地方財政の財源不足をどのように補てんする
につきましては、地方財政全体の動向を勘案し
ながら、その円滑な運営に支障のないように所要
の財源を確保することが基本でございます。五十
九年度の地方財源の不足額の補てんに当たりまし
て、國における建設公債の活用との均衡にも配慮
して建設地方債の活用をすると同時に、極力その
抑制も図り、所要の地方交付税の特例措置を講ず
ること等によりまして地方財政の円滑な運営を確
保したものでございます。

地方財政対策の経緯についてお答えいたします
が、現下の國、地方を通じました厳しい財政状況
を踏まえ、地方財政の健全化に資するため、今回
一連の見直し措置を講じたものでございます。そ
の際、從来、大蔵、自治大臣の覚書等において確
保された地方財政対策の経緯は尊重し、所要の措
置を講じておる次第でございます。

交付税の特例措置等についてお答えをいたしま
すが、五十九年度におきましては、地方財政の健
全化を図るため、交付税特別会計における新たな
位置を講じておる次第でございます。

借入金をやめまして、これにかえて、地方交付税の総額の特例措置を講ずるなど地方財政対策の見直しを行つたところでござります。この措置は、五十九年度におきまして、国、地方の厳しい財政環境のもとで必要な地方交付税の総額を確保するために行つたものであります。交付税率を変えようなことでは決してございません。また、地方財源の保障と財源の均衡化を図る地方交付税制度の基本的性格を変えたものとは考えておりません。

地方財政は巨額の地方債、交付税特別会計借入金を抱えておりまして、今後とも行財政改革の徹底、地方財源の安定的確保等によりまして、その健全化に向けて努力をしてまいる所存でござります。

一連の非課税措置等についてお答えをいたしますが、現行の事業税における社会保険診療事業に係る課税標準の特例措置、新聞、一般放送事業等に係る非課税措置は、これらの事業の公益性等にかんがみまして、昭和二十六年から二十九年にかけて議員提案によりまして設けられたものでございまして、創設以来かなり年月を経ております。

これらの非課税事業は、その間における社会経済の変化に伴つて、その事業内容や事業量、収益等の面で著しい変化が見られますので、今回の税制改正に当たり、その見直しを検討いたしました。しかし、これらの事業はいずれも公益性の強いものでございまして、その特殊性を認めるべきであるという意見等がありまして、今回その見直しの実現を見ることができませんでしたけれども、これは今後とも引き続いて検討してまいりたいと考えます。

特に、新聞、放送事業、出版などの事業税の非課税措置は、これからまず実施をしていかなければならぬ、こういふものは取りやめていくべきであると私は強い決意で臨んでいるつもりでござります。

法人譲税の配分のあり方につきましてお答えをいたしますが、今回の法人税の税率の引き上げにより、五十九年度におきましては地方への配分が若干低下することになりますが、法人関係税の国と地方との現行の配分割合に基本的な変更を加えるものとは考えておりません。今回の税制改正におきましては、一方、法人住民税均等割の税率の引き上げを行うこととしておりまして、地方税源の確保についても配慮をしたものと考えておるわけでござります。

法人関係税の配分と法人均等割についてお答えをいたしますが、今回の法人住民税均等割の改正は、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案して所要の税率の引き上げを行おうとするものでございます。法人関係税の国と地方との配分割合は、法人均等割の税率引き上げを含めてみましても、五十九年度におきましては若干低下する見込みでありますけれども、国と地方との間における法人関係税の現行の配分割合を基本的に変更するものとは考えておりません。

法人に対する課税のあり方についてでございますが、市町村における法人譲税の充実を図るために、法人市町村民税の税率を引き上げることも一つの方法であると考えますが、法人の税負担のある方に對しては、国税、地方税を通ずる問題でございまして、法人に対する課税の基本的仕組み等との関係をも考慮して検討する必要がござります。

すので、慎重に検討しなければならないものと考
えております。

また、事業税の外形課税の導入につきましては、地方税源の安定的確保の見地からはこれを導
入すべきであるとする考え方もございますが、昨
年十一月の税制調査会の中期答申におきましても、「課税ベースの広い間接税との関連を考慮し
て、検討すべきである」とされているところであ
りまして、この点につきましては今後も引き続き
検討してまいります。

豪雪に対する財源措置でございますが、豪雪に
より除排雪費が多額に上る地方団体に対しましては、今回、国におきましては臨時特例措置を講ず
るとともに、特別交付税により適切に対処してい
るところでござります。除排雪以外の事業及び対
策に関しましては、各省庁と相談しながら、地方
団体の財政運営に支障が生ずることのないように
適切に処理してまいる考え方でございます。

次に、国と地方との関係の見直しについてお答
えをいたします。

地方六団体は、行政改革の推進に関しまして、
國、都道府県、市町村の責任を明確にすること、
国民に身近な行政は国民に身近なところで民主的
かつ能率的に処理すること、これらを基本として
國と地方との分担を定めるべきであると提言して
おりますが、臨調の答申も、国と地方の関係につ
いては基本的には同じような考え方方に立っている
ものと理解をしております。

五十九年の行革大綱におきましても、國、地方
間の事務の再配分を図ること、あるいは機関委任
事務や必置規制の整理合理化を進めること等を閣
議決定しております。私もかねてから、この行政

改革に当たりましては、國、地方を通じ簡素で効
率的な行政を実現するとともに、地方分権を一層
推進することが必要であると考えておりますの
で、閣議決定事項を早急に実現するとともに、今
後とも地方自治を充実強化する方向で行政改革の
推進に努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 私に対する御質問は二
つございますが、その第一は、公共投資が抑制さ
れておって、ことしは名目成長率を五・九%と設
定しておるが、その実現は可能かと、こういう御
質問でございます。

公共投資を含む政府の五十九年度総予算は、か
ねて申しておりますように、五十九年度の経済成
長に対し中立でございます。ということは、経
済成長に対するゼロの影響しかない、こういう
ことでござりますから、公共投資だけで成長が達
成されるとは私どもは考えておりません。民間經
済中心の成長、このように判断をしておりまし
て、その第一は、世界経済が第二次石油危機から
五年ぶりによようやく景気回復の方向に進んでおる
という、そういう経済の環境の中におきまして民
間の設備投資等が相当活発な動きをしております
ので、民間経済中心の経済成長と考えておりま
す。

ただ、政府の方といたしましては、やはり民間
経済が活躍しやすい、伸びやすい、そういう環境
をつくらなければなりませんので、経済運営の基
本方針としては、まず物価の安定を図るというこ
とに注意を払いながら、財政と金融政策の機動的
な運営、あわせて自由貿易体制を維持するための
以上でございます。(拍手)

対外貿易摩擦の急速な解決、こういう政策を進め
ることによりまして、民間経済の活動を円滑なら
しめるような、そういう政策を進めてまいりたい
と考えております。

それから第二の御質問は、最近、国民の租税負
担に対する行政投資の割合が下がって国民への還
元が低下しておるが、それをどう考えるかといいう
ことでございますが、統計に関する限りはそういう
方向になっております。

しかし、また別の角度から、行政投資というの
は大体公共事業に該当するものでございますが、
政府といたしましては、そういう公共事業のほ
か、社会保障であるとか、教育、科学技術の振興
に対する投資、それから中小企業、農林水産政策
に対する投資、こういふさまざまな分野で財政支
出を行っておりますが、そういう財政支出を全部
含めましたものを一般政府総支出と言つております
が、これと、租税、それから社会保障負担、社
会保険料負担のことなどでございますが、これを含め
ました国民の総負担との割合を比較いたします
と、政府の一般行政総支出の方が伸びておる、こ
ういう統計もございますので御参考までに申し上
げておきます。

それから、あわせて公共投資の内容が道路中心
になつておるではないか、こういう御指摘がござ
いますが、確かに道路の分野は非常に大きな金額
を占めておりますけれども、そのほかに住宅対
策、それから防災安全対策、生活基盤施設整備、
こういったものについても十分配慮を払つておると
ます、確かに道路の分野は非常に大きな金額
を占めておりますけれども、そのほかに住宅対
策、それから防災安全対策、生活基盤施設整備、
こういったものについても十分配慮を払つておると
ます。

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) お答えいたします。
まず、毎年私どもと自治大臣とが交換いたしま
す覚書、その趣旨から御引用なさいましての御質
問でございます。

今回の地方財政対策の改革は、國と地方の財政
運営の中長期的な展望に立って、五十年度以来の地
方に対する財源対策の方式を三つ改めたわけであ
ります。一つは、地方の自主責任の原則を踏まえ
ながら、地方財政改革の徹底を期する。二つ目
は、国の段階で借り入れを行い、これを地方交付
税として配分するというやり方は改める。三つ目
が、地方交付税について当分の間総額の特例措
置を講ずるという、まさに抜本的なものでございま
す。

このことは、國と地方の財政運営の中長期的な展
望に立ちまして、國と地方の財政が公経済における
いわば車の両輪である。したがつて、ともに円
滑に運営され、かつ着実な財政再建を確保するた
めの改革でございまして、地方財政へしわ寄せせ
るという考え方ではございません。また、五十八
年度以前の地方財政対策におきますところのたび
たび交わしております覚書、この趣旨、内容は、
まさに五十九年度地方財政措置において、実質的
にこれを実現の第一歩を見ておる、こういうふう
に御理解を賜りたいと思うのであります。
それから二番目は、地方交付税の特例措置は、
今回の地方財政対策の改革によりまして、五十年
以来の、先ほど申し上げましたとおりの新しい方
式として制度化されたものでございます。これ
は、國と地方との財政運営の中長期的な展望に立
まして、地方財政の健全化に資するとともに、

官報(号外)

國、地方の円滑な着実な財政再建、これを確保するための地方交付税法六条の三第二項に基づく地方行政財政制度の改正でございまして、國と地方の厳しい財政状況のもとで地方交付税総額の安定的な確保に資する、こういうためのものでございました。

そうして、今度は平衡交付金との関係のお尋ねがございました。

これは自治大臣からもお答えがあつておりますが、地方交付税制度の基本を堅持しながら、そたが、地方交付税法を彈力的かつ決定的に発揮させることで、地方財源機能を強化するための措置でございまして、地方交付税率を変更するものでは全くございませんし、また、かわい地方交付税法に基づいて当分の間制度化されたものでございますが、その実施及び内容は各年度の地方財政対策において決められるものでありますので、地方交付税の年度間の調整、これを意図しておる制度ではないというふうに考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中野明君。

〔中野明君登壇、拍手〕

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和五十九年

度地方財政計画並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に質問いたしました。

まず最初に、地方自治のあり方についてお伺いをいたします。

言うまでもなく、地方自治は住民生活に直結し

た行政推進の場として重要な役割を持つております。しかしながら、今日の地方行政の実態を見たとき、自治体の事業の大半が國の機関委任事務

で占められるとともに、財政についても補助金制度が自治体の事業の隅々にまでしがれています。

ど、國が権限、財源を一手に握っており、まさに自治体は國の下請機関化しているのが現状であります。このような仕組みでは、住民の多様化する要求にこたえることは難しいとともに、地方の自

主性を發揮することは到底望めないのであります。これまで地方の時代と言われ、地方自治充実が叫ばれてまいりました。しかし、いまだもつて國偏重の財政制度に対し根本的メスを加えようとしておりません。

総理は、地方自治の本旨にのっとりと、たびたび発言しておられます。現在の國、地方を通ずる行政制度をどう感じておられるのか、お伺いしたいのであります。

また、施政方針での総理の地方行政対策は、地

方の行政機構の簡素効率化を強調しているのみで、地方自治の姿を示していただきたいのであります。

さらに、臨調答申をどう受けとめ、それをどの

よくなスケジュールで実行に移されるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

次に、地方財政計画についてお伺いします。

地方財政は、五十年代以来毎年大幅な財源不足

に対する國の補助削減の地方の肩がわり等々、制度の根本的見直しを行わないで財政負担のみを地

方へ転嫁するような措置がとられております。このような一方的な地方転嫁は、國、地方間の財政

発によって補てんしてきたわけであります。その

結果、交付税特別会計の借入金が十一兆五千億円、地方債の現在高と合わせると実に五十四兆円を上回る膨大なものとなつたのであります。從来

おいても何ら改善されていない状況であります。従来における新たな借り入れを必要とした事態は、現在に

ますが、いかなる理由でこのような措置をとろうと

しているのか、お伺いいたします。

五十九年度の地方財政を見たとき、交付税の伸びは二一%と形の上では大きな伸びを示しておりますが、これは五十八年度に大幅に減少したこと

の反動によるものであり、地方交付税が実質的に伸びたものではありません。五十九年度は一兆五千億円の財源不足に対し、その八割に当たる一兆

二千億円を地方債の増発によつているのであり、これは明らかに地方債への肩がわりではありません。このように地方財政に新たな状況変化がない以上、地方交付税法の精神にのっとり、地方交付税の大幅引き上げ、ないしは交付税の特例措置の大幅増額を図るべきであると考えますが、政府の答弁を求めておきます。

また、五十九年度の地方財政の内容をつぶさに見ると、事業事業を残したまでの補助金の補助率の引き下げ、対象事業の縮少を初め、児童扶養手当の二〇%地方負担の導入、医療保険制度の改正に伴う国民健康保険の補助率の引き下げ、私学

の増収となつておなり、さらに税の負担率も上昇している現状からも、明らかに減税に名をかりた増税ではございませんか、お答えください。

しかも、住民税の課税最低限は百八十八万円に引き上げられたとはいうものの、それでもなお生

活保護基準額の百九十三万九千円を五万九千円も下回つてゐるのであります。さらに自動車税については一五%の引き上げを行つておりますが、今

日の交通体系の実態から見て、自動車税の引き上げは明らかに大衆課税であります。住民税の課税

秩序を乱し、地方財政の自主性、自律性を著しく損うものであり、このような地方への負担転嫁はやめるべきであります。いかがですか。

また、五十四兆円を上回る借金を抱えた地方財政の先行きを考えたとき、自治体は非常な不安を抱いているのであります。政府は國の財政再建を六十五年としておりますが、地方財政についてはどのような計画で財政再建を図るのか、明らかにすべきであります。この点につきまして、地方財政の中期展望ないしは中期財政再建計画を策定して今国会に提出されるお考えがあるのかどうか、あわせて伺いたいのであります。

次に、減税について伺います。

國民の強い要望を受けて私どもが強力に推進してまいりました所得税及び住民税の減税が、額としては不満であります。六年ぶりに提案されましたが、財源を酒税、物品税、自動車

関係税など大衆増税に求めているのはひどいではありませんか。このような措置は、景気浮揚に対する減税の効果を削減するものであります。ま

た、税制改正による税の増減の見込み額によれば、平年度では国二百三十億円、地方三百十四億円の増収となつておなり、さらに税の負担率も上昇

している現状からも、明らかに減税に名をかりた増税ではございませんか、お答えください。

しかも、住民税の課税最低限は百八十八万円に引き上げられたとはいうものの、それでもなお生

活保護基準額の百九十三万九千円を五万九千円も

最低限と生活保護基準額の差については解消を図るとともに、自動車関係税については断じて引き上げるべきでないと考えますが、見解をお示しください。

ところで、一方では、地方税は国の租税特別措置及び地方税法によって減額措置がとられています。電気税、固定資産税を始め各種の非課税措置等が大幅にとられ、さらに住民税における利子配当所得の非課税措置等、地方税についての不公平税制の問題が何ら手直しされていないのであります。国の方針として減税を行うのであるならば、不公平税制の是正等を実行に移し、財源を確保するのが筋であります。いかがですか。今回のようなやり方は、増税なき財政再建の公約違反であることには明らかです。総理のことのような減税政策に対する見解を改めてお伺いしたいのであります。

次に、地方の自主財源の確保、強化の問題についてお伺いします。

地方自治の充実を期するためには、その基盤となる地方財源の充実が不可欠であります。ところが、現在の地方自治の実態は、三割自治に象徴されるように、自主財源である地方税の配分に対する根本的改革には手がつけられておりません。現行の国、地方の税源配分は国が二に対し地方は一となつておりますが、支出については、これと全く逆の国が一に対し地方は二になつております。この関係は、政府の統制が十分にきく補助金を主体とした行政の仕組みになつてゐるためであります。地方の自主性を發揮した行政の推進を図るために、国税の大幅地方移譲を行ふべきであると考えますが、総理の見解をお示し願います。

報 告 (外) 号

また、地方財源の安定を図るために、法人事業税の外形課税の導入、さらに事業所税については上昇るべきでないと考えますが、見解をお示しください。

ところで、一方では、地方税は国の租税特別措置及び地方税法によって減額措置がとられています。電気税、固定資産税を始め各種の非課税措置等が大幅にとられ、さらに住民税における利子配当所得の非課税措置等、地方税についての不公平税制の問題が何ら手直しされていないのであります。国の方針として減税を行うのであるならば、不公平税制の是正等を実行に移し、財源を確保するのが筋であります。いかがですか。今回のようなやり方は、増税なき財政再建の公約違反であることには明らかです。総理のことのような減税政策に対する見解を改めてお伺いしたいのであります。

次に、地方の自主財源の確保、強化の問題についてお伺いします。

地方自治の充実を期するためには、その基盤となる地方財源の充実が不可欠であります。ところが、現在の地方自治の実態は、三割自治に象徴されるように、自主財源である地方税の配分に対する根本的改革には手がつけられておりません。現行の国、地方の税源配分は国が二に対し地方は一となつておりますが、支出については、これと全く逆の国が一に対し地方は二になつております。この関係は、政府の統制が十分にきく補助金を主体とした行政の仕組みになつてゐるためであります。地方の自主性を發揮した行政の推進を図るために、国税の大幅地方移譲を行ふべきであると考えますが、総理の見解をお示し願います。

最後に、地方財源の充実に関して具体的にお尋ねをいたします。

国においては、電電公社に対し、昭和五十六年度から五十八年度までの間に特例中の特例として四千八百億円の国庫納付金を納付させ、来年度においてもさらに二千億円の国庫納付金を予定しております。その一方では、電電公社の市町村納付金については二分の一を減額する特例が設けられております。五十六年度から五十八年度までを計算してみても一千六百四十六億円に上ります。これは、本来地方の固定資産税に相当するものであります。ところが、政府は前回、二度とこのようなことはしないとしながらも、来年度もまた特例法をつくつてまで二千億円を召し上げるわけで、言いかえれば、地方の当然の固有の財源を国が横取りしたとしか言いようのないこのようなやり方は、地方自治を軽視しているとしか思われません。

地方財政の現状を放置したまま、またまた特例法によつて国を取り上げるその場しのぎのやり方に、大藏大臣はどう考えておられるのか。余りにも筋の通らない、横暴としか言いようがありません。このようなことを許すわけにはまいりません。自治大臣の確固たる見解をお示し願います。

以上、地方行政等に関する緊急かつ重要課題について要點を絞り質問いたしましたが、総理並びに関係大臣の率直な答弁を期待して、私の質問

を終ります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 中野議員にお答えを申し上げます。

第一は、現在の国、地方を通ずる行政制度をどう感ずるか、地方自治改革をいかに行うかという御質問でございます。

国、地方を通ずる行政制度は、常に行政制度を取扱い卷く環境の変化に適切に対応しつつ、かつ地方自治の本旨を踏まえたものでなければならぬと思います。

政府としては、臨時行政調査会あるいは地方制度調査会等の御意見を踏まえ、特に地方自治充実のために、国と地方との仕事の配分あるいは地方分権の方向への政策の促進、これらの諸点を踏まえまして今後とも努力してまいります。

次に、地方自治のあるべき姿を示せという御質問でございますが、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のかなめであると思っております。しかし、最近の人口の高齢化あるいは安定成長経済への移行等を踏まえまして、地方公共団体の役割はますます重要になると同時に、財政的にも困難な状態を來していると思っております。自治のあり方の姿は、当然地方分権を推進して、地方公共団体が地域の問題を自主的に解決できるような行財政上の能力を持つようになります。この方向に改革することであると思っております。

また、このような理不尽な地方無視の措置を自らの見解をお示し願いましたが、総理並びに関係大臣の率直な答弁を期待して、私の質問でございました。

税の負担公平は、国民の納税協力を確保するための不可欠の前提であります。このために不公平税制、いわゆる租税特別措置につきましては、社会情勢の推移に応じて必要な見直しを行つてきてきました。

不公平税制の問題について御質問をしていただきました。

税の負担公平は、国民の納税協力を確保するための不可欠の前提であります。このために不公平

機関の整理統合とか、あるいは事務の地方に対する移譲再検討とか、その他の点にも今積極的に努力しておるところであります。

臨調答申をどう受けとめるかという御質問でございました。

さあ、臨調答申は地方行政の簡素効率化とともに、住民の身近な仕事は地方自治体で行うようというように原則を示しておるわけです。五十九年度の行革大綱におきましても、地方行政の減量化、効率化並びに事務の再配分の推進、機関委任事務や必置規制の整理合理化等につきまして閣議決定したところであります。今後もそれの推進を図つていくつもりでございます。

さらに、税の負担の問題の御質問がございました。

なるほど平年度におきまして、国は約二百三十億円、地方が三百十四億円の增收になつております。それから地方税におきましては、昭和五十九年度、六十年度の両年度を通じて計算してみますと、ほとんど增收にはなつております。それから地方税におきましては、昭和五十九年度、六十年度の両年度を用停止による增收額六百億円を計上したものでございます。昭和五十九年度の租税負担率は、五十八年度に比べて若干上昇しておりますが、これはほとんど税の自然増収によるものであると考えております。

官 報 (号 外)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

昭和十五九年度の税制改正におきましては、国民各層の強い期待にこたえ所得税の大額減税を行なうとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう、社会経済情勢の変化に対応した税制の見直し等により最小限必要な增收措置を講ずることといたしております。酒税につきましては、このような税制改正の一環として、物価水準の上昇等に伴いその負担水準が低下していること等に顧み、従量税率の引き上げ等を行なうこととしたいたしたものであります。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを行ふ」と
といたしております。

すなわち、ビール及びウイスキー類特級について、その税率を一九・五%程度引き上げることを基本とし、その他の酒類については、最近における各酒類の消費及び生産の態様等を考慮して、引き上げ幅につき所要の調整を行い、それぞれ一四・八%から三四・五%程度引き上げることとしております。

第二に、清酒等についてアルコール度数による

減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引き下げるほか、免税酒類の表示制度を廃止する等制度の整備合理化を行うことといたしておりま

以下、その大要を申し上げます。

第一に、録音用または録画用の磁気テープ、ビデオディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加えることといたしております。

五%から一・一%引き上げ、四・七%とする」といたしております。

第二に、いわゆる LNG 等の液化ガスを含むガス状炭化水素を課税対象に追加し、その税率を一・二%とする」といたしております。なお、この

デオディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加えることとしたとしております。

第二に、小型乗用車及びカーケーラー等の税率を一%、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・五%それぞれ引き上げることとしたとしておりま

以上、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特
の整備を行うこといたしております。

る衛星放送受信用テレビジョンチユーナーについて五年間の課税の特例措置を講ずるほか、物品販売の納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行うこといたしております。

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対

次に 石油税法の一部を改正する件有关は、以
まして御説明申し上げます。

卷之三

及び石油代替エネルギー対策特別会計に繰り入れられ、石油及び石油代替エネルギー対策の財源と

○大臣各令係表
税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法、

に伴い大幅な減少を来しております。

ま、第一二、円が憲議しました。円高が定着し

で、石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推進を図っていくためには、今後とも財源の安定的

ますと石油価格に影響します。石油税法の課税客体である石油価格の算定基準は、ドルに対し円を

このような状況に顧み、石油及び石油代替工業ギー対策の歳出内容を厳しく見直した上で、五

価格が下がり、五十九年度增收予測に狂いが生じ

率を若干引き上げるとともに、課税対象の追加を

ます。この場合には再度、税率改正を行うのかどうか。

以下、その大要を申し上げます。

新聞報道によれば、この冬、一般消費者の灯油価

第一に原酒等に対する税率を現行の三

新聞報道によれば、この冬一船漁賈者の火災仙

うことで酒に許可されております。しかも、フランスで認められているという理由で日本でも同量の二酸化硫黄を認め、ドイツ・ワインからソルビン酸が検出されると、これも保存用として認可し、二酸化硫黄の量を一〇〇 ppm減らしました。

ドイツ人、フランス人と日本人の肝臓機能は違うのですよ。いいですか、厚生大臣。こういうことを全然考えない。非常に心配です。マクガバン報告についても、総理は因果関係はないと先日答えましたが、政府はどこを調査してそうした結論を得られたのか、この際お伺いいたしたい。

最後に、総理、今回の訪中は大きな懸案事項のない、それが特徴だと言われております。それだけに、あらゆることが話し合われる可能性もあるわけです。そのとき、ぜひこのことだけは心していただきたい。

田中元総理が中国を訪問し、日本の犯した過ちを謝罪表明いたしました。それに対して中国は、国交回復に当たって莫大な賠償請求権を放棄しました。日本の経済界はほっとしました。しかし、我々はそれでは済まされないと、いう気持ちを持続することが必要だと思うのです。中国の人が、済んだことは早く忘れて仲よくしようと言つてくれても、私たちも、それを言えるのはあなたの方で、被害を受けたあなたの方です。私たち日本人は中国国民に与えたばかり知れない苦しみを片時も忘れてはいけないのですと、こう言つべきなのです。そうした謙虚な心がなければ、わずか六十億の無償援助など本当の意味の相互信頼に生かされることはあります。

また、必ず話題になるであろう朝鮮民族の統一

問題についても、北だ南だと区別しないで、全体としての朝鮮民族にわびる気持ちを持ちながら、日本がアジアの一員としてどのように協力できるか、中国と虚心に話し合つていただきたいことを希望いたします。

中国の酒、茅台だけが代表酒じゃないのです。ひとつそういう点についても酒に関連して質問しましたが、時間が来ました。この点は割

愛し、以上、終わりといたします。(拍手)
〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 丸谷議員にお答えを

いたします。

いわゆる大型間接税について御質問をいただきましたけれども、御答弁申し上げましたように、中曾根内閣はこの大型間接税導入の考え方を持っておりません。

物品税につきましては、個別的な物品を選択いたしまして課税していくという、これはある程度消費に着目しておるところではございますが、課税ベースの広いいわゆる間接税というものは本質的に性格を異にしています。

酒の自家醸造について御質問をしていただきましたが、これを禁止しておりますのは、財政上重要な地位にある酒税について、その財政上の目的を達するため公共目的を持つてやつていること

したが、これを禁止しておりますのは、財政上重

き財政再建達成の一つの手段でもございまして、今後とも懸命に努力をしてまいります。

不公平税制の解消、これにつきましては増税な

ます。今おっしゃいましたお言葉、反省を込めて謙虚にやれというお言葉を体しまして、まじめに慎重にやってまいりたいと思つております。

なお、そのほか補助金の整理とか、あるいは税外収入の確保とか、あるいは経済政策等によりまして目的を達するようにならしたいと思いま

す。

○國務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、五十九年度の石油税収のいわゆる為替レートの問題でございますが、政府経済見通し策定作業開始直前の実勢レート二百三十四円で計算して自然増収を考えると、さまざまな手段を講じまして目的を達するようにならしたいと思いま

す。

農用地開発公団の問題につきましては、農用地開発公団の行っている業務については計画の作成、事業の実施等の指導監督を行い、補助金の適切かつ効率的な使用に努めるよう政府は努力をしております。事業完了後の管理運営についても、関係団体と連携を図りまして適切な運営を確保するようやつております。臨調答申を受けて、公団の事業量の縮減、新規入植者の限定を図っております。

円高が続いた場合の税収減に対する御意見を交えての御質問でござります。

石油税収の見通しにつきましては、今後の円高の程度あるいは円高の走行度合い、そういうものにさらに原油輸入数量や原油価格への影響などが現時点では明らかでございません。したがつて、「むつ」の問題でございますが、外航用の船舶の開発は必要であると考えておるわけであります。今党内で専門家を網羅いたしまして、この夏までに結論を待つております。それによって処理したいと思っております。科学技術庁長官から御答弁申し上げます。

最後に、中国行きの御質問がございましたが、先般胡耀邦総書記の来訪に対する答礼の意味も兼ね、二十一世紀に向つて日中関係をさらに揺るぎなきものにするために、隔離なき協議、懇談をしてみたいと思っております。

日中関係が安定しているということは、世界と

外交の重要な分野であると考えておるわけでござい

ます。今おっしゃいましたお言葉、反省を込めて謙虚にやれというお言葉を体しまして、まじめに慎重にやってまいりたいと思つております。

残余の答弁は関係大臣からさせていただきま

す。(拍手)
〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

きから、物品税の提案理由についての問題で

いますが、主としてそもそも奢侈品ないしは比較的高価な便益品、また趣味娯楽品、これが課税対象となつておりますが、五十九年度改正におきましては、このような考え方従い、現行課税物品のバランスから見て課税することが適当と認められる新規開発物品を課税対象に追加する、こういう考え方であります。

自動車につきましては、便益性、価格面から見て、他の課税物品に比較するならばなお負担を求める余地があると考えたから若干の税率の引き上げをお願いしておるところでございます。それから、少なくともサミット先進国における酒税は日本が高いと、こういうことでございました。

酒というものは、今のお話もありましたように、まさに嗜好品としての性格に着目した税でござりますので、比較的高率の負担を求めておるわけであります。それで、国によって、種類によつて差異がございますが、ビールは我が国が高率であります。一方、蒸留酒になると各国とも酒類の中で特に高率の負担を求めておりまして、中には我が国より高税率になつておるものも見られます。この問題は、今御指摘になりましたように、確かに酒税増税で三千二百億の增收を見込んでおるが、本当にうまくいくのか、こういうお話をございます。

これは、まさに酒税については物価水準の上昇等に伴つてその負担水準が低下してきている等にかんがみまして、負担の引き上げを行うこととしたものであります、嗜好品であり、その消費量

は、おっしゃつたとおり価格以外の要因によるところが大きいと考えられます。したがつて、税収の見積もりは過去の実績等を勘案して適正に見積もつたものでござりますので、御心配いたいたいようなことにはならないというふうに考えておるところであります。

それから、課税方式の御提案を含めた御批判もございましたが、酒類別、銘柄別従価税とすべきであると考えるがどうか、こういうことでございまます。

この議論は絶えずある議論でござりますが、昨年十一月の税制調査会の中期答申において、「税負担の公平確保等の見地から」「従量税と従価税を適宜組み合わせる仕組みが適當であると考えられる」、そこでどういうふうな組み合わせにするかを検討しろ、こういうことを言われたわけであります。この答申を踏まえまして、酒税の課税方式については各方面的意見を伺いながら今後とも検討を続けていかなければならぬ課題だ、今の御提案も私は一つの見識に基づく御提案であるといふことは肯定をいたします。

それから、輸入ボトルの逆ざや問題でござりますが、輸入酒の税負担が比較的低いと言われるのは、いわゆる流通マージンが国産酒に比べて非常に高い、こういうことに問題があるわけでござります。したがつて、この流通段階の問題等については今の制度ではいかんともしがたいといふことはなりうかと思われます。

一万円の二級酒が出る、そのとおりであります。級酒には低負担、こういったものであります。昭和十八年、すなわち戦争中以来、消費者、生産者

双方になじまれてきた制度でございます。どの級

で出すかはこれはメーカーの自由でありますし、そしてその他問題としていわゆる官能審査、いわば勘で決める、こういうことでござります。そういう問題が指摘されることは事実でござりますので、これも確かに酒税の課税方式との関連

は、おっしゃつたとおり価格以外の要因によるところが大きいと考えられます。したがつて、税収の見積もりは過去の実績等を勘案して適正に見積もつたものでござりますので、御心配いたいたいようなことにはならないというふうに考えておるところであります。

これから、課税方式の御提案を含めた御批判もございましたが、酒類別、銘柄別従価税とすべきであると考えるがどうか、こういうことでございまます。

この議論は絶えずある議論でござりますが、昨年十一月の税制調査会の中期答申において、「税負担の公平確保等の見地から」「従量税と従価税を適宜組み合わせる仕組みが適當であると考えら

れる」、そこでどういうふうな組み合わせにするかを検討しろ、こういうことを言われたわけであります。この答申を踏まえまして、酒税の課税方

式については各方面的意見を伺いながら今後とも検討を続けていかなければならぬ課題だ、今の御提案も私は一つの見識に基づく御提案であるといふことは肯定をいたします。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣岩動道行君登壇、拍手〕

○國務大臣(岩動道行君) まず、原子力平和利用について、多額な研究費をかけながらまだ見るべく成績が上がつてないとの御指摘がございましたが、我が国の原子力発電は現在二十五基、約千八百万キロワット、電力供給の約二〇%を占め、その稼働率も研究開発等の成果を反映して昨年は七〇%と安定した実績を示すなど、国民生活において原子力は重要な役割を果たしております。

原子力の研究開発については、昭和三十一年以来、数次にわたる原子力开发利用長期計画に沿って総合的かつ計画的に進められていくところであつて、着実にその成果を上げつつあります。例えば軽水炉について、また新型転換炉、さらには高速増殖炉、またウラン濃縮の国産化、このような研究開発が着々と進んでいるのでございまして、核融合につきましても、大型臨界プラ

ズマ試験装置JT-60の建設が六十年度運転開始を目指して進められています。

このように、国際的に見ても極めて高い水準で原子力の平和利用の研究が進められておるところです。

利用に関する研究開発は一層積極的に進めてまいり所存でございます。

また、原子力船「むつ」につきましては、当初の予定よりも大幅に遅延をして、いまだその所期の目的を十分に達成しないことはまことに遺憾でございます。また、これにつきましては、さまざま御意見を各方面からいただいておりますので、これを謙虚に受けとめてまいりたいと考えております。

しかしながら、長い目で見まして我が国の将来を考えるとき、今後とも舶用炉の研究開発は、どうのよろな方策にせよ統けていくことが必要であり、このことはただいま総理からもお答えを申し上げたところでございます。「むつ」による舶用炉の研究開発については、今後の舶用炉の研究開発の重要な柱として進めてきましたが、予算編成の段階において各方面的御意見も十分に拝聴いたしまして、今後政府・自民党において検討を行うことにいたしており、私どももそのような検討の結果を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。(拍手)

【國務大臣渡部恒三君登壇、拍手】

○國務大臣(渡部恒三君) お尋ねの食品に添加する乳酸の問題について、化学合成品も純度等に関しても発酵品と同様の成分規格を設けて必要な規制をしております。その他、ソルビン酸等の添加物

についても、使用基準により安全性を確保しておるところでございます。

また、マクガバーン報告についてであります。食品添加物の入った加工食品の摂取と校内暴力、家庭内暴力との関係については、その後米国において追試が行われましたが、御指摘のような因果関係は確認されなかつたと承知しております。

食品添加物を含め、食品安全性の確保については、いつも先生から御心配をちょうだいしております。その意を十分体して安全性の確保に努力してまいります。(拍手)

○議長(木村勝男君) 鈴木一弘君。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私は、公明党・国民會議を代表して、ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案外二法案に対し、総理並びに関係大臣に質疑を行います。

戦後三十八年を経た現在、我が国のさまざまな制度について再検討の時期が来ております。特に、現行税制度については、直接税、間接税のいずれもが、本来の趣旨と現実納稅実態の乖離が大きい問題とか、公平な税収を期待できない制度の不備など税制の是正は緊急を要しております。

我が国の経済が高度成長から安定成長へと移行した第一次オイルショック当時から、この現行税制の是正は再三言われていたにもかかわらず、今まで一部の手直しのみで今まで来てしまつたのあります。もはや諸般の事情から見て、これ以上先への引き延ばしは許されないはずであります

が、昭和五十九年度の税制改正でもまた抜本的改革は先送りという、極めて無責任な政府の姿勢は断じて許さるべきものではありません。総理、利益団体、圧力団体に左右されない税制改正の方をとつて、抜本的制度の見直しをするべきときが来ていると思いますが、どう考えておられますか、お伺いをいたします。

次に、物品税の問題についてであります。

現行の物品税は、課税対象品目が八十品目とい

う個別物品税であるため、我が国の経済情勢の変化に対応できない面が多くなってきております。例えば、今回課税対象に追加されなかつたテレビゲーム、スキー板、OA機器と、追加課税される五品目の課税条件の相違の理由は必ずしも明確ではなく、また、高資産家の資産保有のため取引されている金・銀地金とか、書画骨董品等について課税対象にはなつておらず、税制体系として疑問が残ります。こういう点、どう政局は考えていいのか、御説明を願いたいのであります。

また、このことは、国民の生活様式の変化に沿つて、新しい商品が次から次へと出ている現在では、これまでのようないくつかの問題がござります。こういう点、どう政局は考えていいのか、御説明を願いたいのであります。

次に、酒税についてであります。

酒税の中で清酒は特級、一級、二級という等級制度により課税されておりますが、純米酒など付加価値額をわざと高くして税の低い二級で売り出すなど、等級制度による課税の体系が崩れつつある点であるとか、酒税収入の半分を占めるビールはその小売価格の半分が税金であるのに對し、そのビールの倍以上の高いアルコール度のワインは税負担は約5%にしかすぎないとか、種々の問題が指摘されています。このように、アルコール度数とか販売価格に応じた税負担のバランスが酒の種類間で失われてきております。今後の酒税のあり方についてどう考えているのか、示していただきたいのであります。

この石油税を含めた石油関係諸税は、自動車関係諸税と同じく目的税であります。国の財政が極めて厳しい中で、財源配分のバランス上から、これら目的税を見直す時期に来ていると思うのであります。今までとかく既得権のよくな形であった目的税について、これから国民生活の変化とか産業政策の上から、一般財源に取り込むなど、目的税のあり方について総理と大蔵大臣はどうお考えになつておられるか、示していただきたい。

ここで、税が国民の生活へ及ぼしている影響について若干お伺いいたします。

今や我が国における自動車の位置は国民生活に欠かせぬものであります。自動車の保有台数は一世帯で一・一四台に達しており、また、自動車運転免許所有者は実に四千八百八十一万人に達しております。この数値は、自動車は国民の必需品であり、足であることを端的に示しております。しかるに、國民の必需品である自動車にかかる税金は余りにも多く、また高いのであります。

例として、一千六百CCの小売価格百十六万八千元の自家用車を持つと、物品税では十三万二千二百円、自動車取得税で五万八千四百円、自動車税で三万四千五百円、自動車重量税で一万二千六百円、さらに燃料に含まれている税金が一年間平均で六万四千五百六十円であります。耐用年数が六年でありますから、これを一年間に換算してみると、実に十四万三千四百二十円の負担をしているのであります。米国の場合は日本の三分の一以下の四万二千二百三十六円、西独でさえも十二万六千二百十二円であります。しかも、この税負担は、國民の平均所得の年間百九十七万三千三百三十八円の実に七・三倍を占めているではありませんか。

自動車関係諸税の負担増は、まさに取りやすいところから取るという大衆誤解にはなりません。所得税の減税が自動車関係諸税の引き上げで相殺されるどころか、税負担増にさえなっております。この点、石油税、自動車関係諸税の引き下げを行うべきではないかと思ひますが、自治、大蔵両大臣の答弁を求めます。

次に、國民に与える税以外の税金からきている問題について伺います。

例を砂糖に取り上げてみますと、現在、砂糖相場は極めて安値であるにもかかわらず、我が國の砂糖価格は高値のままであります。それは事業団の赤字補てんとか、国内砂糖生産者保護の名目で砂糖の流通業者に対し、安定資金とか調整金の名目でトントン当たり四万四千五百六十円も取っています。関税四万一千五百円、消費税一万六千円に比べて大変に大きいものが税以外の税として取られているのであります。

まさに國民を欺いて高い砂糖を押しつけていたとしか言えません。このような例は砂糖のみに限りません。むしろ安定資金とか調整金の名をやめて、砂糖消費税など消費税の名目一本にして、國民にわかりやすいようにするべきではありませんか。

総理並びに関係大臣の明快なる答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣(中曾根康弘君登壇、拍手)〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 鈴木議員にお答えをいたしました。

私は、この問題につきましては、御質問をしていただきました。

まず、抜本的な税制改正を心がくべきではないかといふ御質問でござりますが、御趣旨は私たちもよく理解できるところでございます。社会経済情勢の変化に対応して、公平かつ適正なものとするべき従来から適正な見直しを行つておられます。政府税調におきまして、今後も引き続きまし

たるほどお説のとおり一本にすべきでないか、簡素化すべきでないかという御趣旨も十分理解できる点でございますが、しかし、現在の安定資金、調整金は砂糖の価格政策の観点から輸入糖より徴収されているものであります。これを一般財源の確保という租税政策の観点から輸入糖を問わず課せられる消費税に統合するということは、少し筋が違つてきて意味が違つてくるようだと思いまして、現状を維持するのが適当であると考えておる次第でござります。

残余の御答弁は関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、現行の物品税への御意見を交えての御提

ていただき、その答申をいただいて、これから適切なる措置をしてまいりたいと考えております。

次に、大型間接税の導入問題につきましては、

はつきり申し上げておりますように、中曾根内閣におきましては大型間接税導入は考えておりません。重ねて申し上げる次第でござります。

次に、目的税を一般財源に取り入れてはどうかという御質問でございました。

石油税、揮発油税等をエネルギー対策や道路整備の特定財源としておりますが、これはエネルギー対策あるいは道路整備等の現況から見て、現状では意味のあることであると考えております。しかし、この問題につきましては、党内外につきましてもさまざまな議論が既に出てきております。将来の財政構造等々も検討いたしまして、これはやはり検討に値する課題であると、そのよ

うに考えております。

砂糖に関する消費税について御質問をしていただきました。

なるほどお説のとおり一本にすべきでないか、簡素化すべきでないかという御趣旨も十分理解できる点でございますが、しかし、現在の安定資金、調整金は砂糖の価格政策の観点から輸入糖より徴収されているものであります。これを一般財源の確保という租税政策の観点から輸入糖を問わず課せられる消費税に統合するということは、少し筋が違つてきて意味が違つてくるようだと思いまして、現状を維持するのが適當であると考えておる次第でござります。

残余の御答弁は関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) お答えいたしました。

まず、現行の物品税への御意見を交えての御提

ていただき、その答申をいただいて、これから適

切なる措置をしてまいりたいと考えております。

次に、大型間接税の導入問題につきましては、

今年度の改正におきましては、現行の課税物品とのバランスから見まして課税することが適当であると認められる物品を新たに課税対象に追加することにしたわけでござります。今御意見の中に御指摘ございました物品は、的確な課税を行なうことが技術的に難しいこと、または具体的な課税範囲についてなお検討すべき問題があること等から、今回は課税対象としなかったわけであります。

今後の物品税のあり方につきましては、税制調査会の中期答申を踏まえて、物品の使用、消費の実態やそれからもたらされる便益等から見て税負担を求めることができると思われるものを、産業経済に及ぼす影響等に十分配慮しながら課税対象とするという方向で今後も検討していくたいと

いうふうに考えております。

それから二番目には、現行の個別物品税制度が限界に来る、言つてみれば大型間接税の導入に対する前ぶれではないかと、こういうような御意見でございました。

五十九年度の税制改正に関する税調の答申は、物品税の改正に関する課題を含んでおるので、したがつて、中期答申にも述べたとおり、今後検討していく必要があると、こうされておるわけでございます。この問題は、やはり最終的にはまさに国民の合意と選択によって決められるべき問題でござります。これが、こうされたおるわけでござります。

それから、現行の酒税法における級別制度による課税の体系等についての御質問でござります

が、確かに酒税問題懇談会、税調の意見から検討が重ねられて、そして提案をしておるわけでござりますが、中には農業政策に關するものもござります。したがつて、酒類業界や消費者、さらには酒税收入に大きな影響を与えるものでござりますだけに、今後とも慎重に検討を続けていかなければならぬ課題だと思っております。

それから、目的税の問題についてのお尋ねでございました。

元来は、すべてが言ってみれば色のつかない財源、これが好ましいでございましょう。しかし、この目的税というものにつきましては、その都度都度の経緯からして今日これが現存しておるわけではございません。石油税、揮発油税、これをエネルギー対策あるいは道路整備の特定財源と、これは私は現状から見てはまだ目的税として意味のあるものじやないか、こういうふうに理解をいたしておるところであります。

それから、我が國の自動車課税の問題についての御発言でございました。

これも結局、全体としての税負担水準を諸外国

と比べてみても必ずしも高くない、こういうところに私どもいわゆる担税力を求めたわけでござります。

砂糖の問題につきましては、農林水産大臣からお答えがあろうかと思うのであります。要するに、一般財源の確保という相続政策の観点からかげていく消費税と、それからいわゆる価格政策の観点から徴収されておるものと、いう相違からいたしますと、これらを一本化するということは現状では適当ではないなかるうか、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣田川誠一君登壇、拍手〕

○国務大臣(田川誠一君) 自動車関係税についてお答えをいたします。

最近における自動車の急速な増加に伴いまして、地方道の新設とか改良など道路に関する経費が増加しておりますほかに、交通対策等自動車の走行に原因するいろいろな地方行政経費も大変増加しております。このような事情を考慮いたしまして、自動車に対しましてそれ相応の税負担を求めることが必要ではないかと考えております。

現行の自動車税及び軽自動車税は定額によって

課税されている税であります。その税率は昭和五十四年以降ずっと据え置かれておりますので、

その間における自動車の販売価格の推移などを勘案いたしまして、今回その税率を自動車税につきましてはおおむね一五%、軽自動車税につきましてはおおむね一〇%引き上げることにいたしました。(拍手)

〔国務大臣山村新治郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(山村新治郎君) 砂糖関係の御質問についてお答えいたします。

安定資金は、砂糖の価格安定等に関する法律、これに基づきまして、暴騰したり暴落したりしまず輸入砂糖の価格を一定の価格帯の中に安定させること、これを目的として輸入糖から徴収するものでございます。また調整金は、同法に基づいて、国内産糖の価格を支持する財源に充てるため輸入糖からこれも徴収するものでございます。

このように安定資金、調整金は、どちらも砂糖の価格政策の観点から徴収されるものでございまして、したがいまして、一般財源を得ることを目的として、輸入、国产、これを問わずにかけられ

ます砂糖消費税とは本來的にその性格を異にするものと考えております。そのような意味から、これらを一本化すること、これは困難ではないかと考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議員 中野 鉄造君

木村 脣男君

大川 清幸君

馬場 富君

藤井 孝男君

浦田 勝君

岡野 裕君

沖 外夫君

石井 一二二君

秦 豊君

青島 幸男君

大浜 方栄君

海江田 鶴造君

小島 静馬君

森山 真弓君

田沢 智治君

江島 淳君

佐々木 滉君

長谷川 信君

竹内 淩君

井上 吉夫君

源田 実君

伏見 康治君

高木 健太郎君

三治 重信君

安井 謙君

中山 千夏君

木本平八郎君

下村 泰君

山田耕三郎君

喜屋武真榮君

石井 一二二君

美濃部亮吉君

秦 豊君

青木 茂君

前島英三郎君

木村睦男君

下村 泰君

山田耕三郎君

喜屋武真榮君

青島 幸男君

沖 外夫君

石井 一二二君

秦 豊君

青島 幸男君

大浜 方栄君

海江田 鶴造君

小島 静馬君

森山 真弓君

田沢 智治君

江島 淳君

佐々木 滉君

長谷川 信君

竹内 淩君

井上 吉夫君

源田 実君

伏見 康治君

高木 健太郎君

三治 重信君

安井 謙君

中山 千夏君

木本平八郎君

下村 泰君

山田耕三郎君

鳩山威一郎君
二宮 文造君
白木義一郎君
伏見 康治君
高木健太郎君
三治 重信君
田中 正巳君
青木 茂君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君
小島 静馬君
森山 真弓君
田沢 智治君
江島 淳君
佐々木 滉君
長谷川 信君
竹内 淩君
井上 吉夫君
源田 実君
伏見 康治君
高木 健太郎君
三治 重信君
安井 謙君
中山 千夏君
木本平八郎君
下村 泰君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
青島 幸男君
沖 外夫君
石井 一二二君
秦 豊君
美濃部亮吉君
大浜 方栄君
海江田鶴造君

決算委員	成相 善十君	杉元 恒雄君
議院運営委員	近藤 忠孝君	吉川 春子君
辞任	栗林 韶司君	関 嘉彦君
補欠		
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
沖縄及び北方問題に關する特別委員		
辞任	市川 正一君	水谷 力君
補欠	橋本 敦君	松岡満寿男君
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。		
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)		
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。		
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四六号)		
地力増進法案(閣法第四四号)	地方行政委員会に付託	
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)		
農林水産委員会に付託		
同日内閣から次の答弁書を受領した。		
參議院議員小笠原貞子君提出スペイクタイヤに		

よる粉塵公害対策強化に関する質問に対する答弁書

參議院議員飯田忠雄君提出公職選挙における被選挙権者等の不格事由としての「禁錮以上の刑に処せられた者」の範囲等に関する質問に対する答弁書

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員会に許可し、その補欠を指名した。

新東京国際空港周辺における民家防音家屋空き

調査施設維持管理費補助金に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十九年二月二十七日

五　空港周辺の航空機騒音対策事業として、防音工事に対する助成のはかに空調施設の維持費についても助成が行われている例が、新東京国際空港周辺の市町村以外にあれば、具体的に示されたい。

内閣總理大臣 中曾根康弘
參議院議長 木村 陸男殿

参議院議員喜屋武真榮君提出新東京国際空港周辺における民家防音家屋空調施設維持管理費補助金に関する質問に対する答弁書

1253

新東京国際空港公団は、国内航空に従事する

航空機が就航する空港に関する地方公共団体

この講習会は、主に機械科の教員と学生が対象で、新

沙謹上書稱之曰：「臣愚昧，不知天子之恩。」

東京国際空港の開港が運営を図るため 同空港

に関する地方公共団体に対し 該地方公共

団体が行う航空機による騒音等により生ずる障

害の防止、空港の周辺の整備等空港周辺対策の

費用に充てるものとして、新東京国際空港周辺

対策交付金を交付してある。

通鑑卷一百一十一

夏之月
丁未

(一) 新東京国際空港周辺対策交付金の交付状況

等は、次のとおりである。

卷之三

外号報

区	分	(単位 千円)					
		昭和五十一年度	昭和五十一年度	昭和五十一年度	昭和五十一年度	昭和五十一年度	昭和五十一年度
成田市	交付金交付額	二七三、三一	四九、二三	四七、二三	四六、三五	四八、三六	四六、三六
芝山町	空調施設維持費支給額	七、五九	一五、六四	一四、四四	一三、七七	一三、八四	一三、八四
横芝町	空調施設維持費支給額	一四六、七七	二四六、二三	二四六、二三	二四六、二三	二四六、二三	二四六、二三
その他	空調施設維持費支給額	六、五三	七、一〇四	一三、六三	一八、〇三	二五、一三	二五、一三
	交付金交付額	四〇〇三九	五八、六五九	五五、七〇八	七、五三	一〇〇、一〇八	一〇〇、一〇八
	空調施設維持費支給額	/	※(一、三六)	※(一、一七)	※(一、二二)	※(一、四〇)	※(一、四〇)
	交付金交付額	二六、六八	一五、四三九	二三、五三	二四、一〇九	三五、二二	三五、二二
	空調施設維持費支給額	/	/	/	/	/	/

※()の金額については、一般財源から充当

(1) 成田市、芝山町及び横芝町の民家防音家屋空調施設維持管理費の支給基準は、それぞれの市町村ごとに空調施設の台数を勘案して定めていると聞いている。

四について

新東京国際空港周辺対策交付金の用途は、新東京国際空港公団が定め運輸大臣に届け出ている「新東京国際空港周辺対策交付金交付規程」による新東京国際空港による騒音等により生ずる障害の防止、空港に関する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、公園等の整備等に限定されている。

五について

公共用飛行場周辺において国が民家防音工事補助を行つた家屋について、地方公共団体が空調施設の維持管理費を補助している例として、新潟市(新潟空港)、豊中市(大阪国際空港)及び福岡市(福岡空港)があり、その内容は、い

容はどのようなものを考えているのか明らかにされたい。

(2) 前述したように、有識者・研究者による動物実験等による生態影響調査はかなり進んでおり、貴重な成果も少なくないのである。環境庁は、これらの調査結果をどのように受け取っているのか。

また、このような貴重な調査・研究に対し、国が研究費を大幅に助成すべきであると思ふがどうか。

これまで、鳥や小動物に現れた被害(影響)は後刻必ず人間にも及んでいる。

車粉塵による被害は、潜伏期間が長いだけに、被害が証明されたときには、汚染がすでに広範囲に拡がり「手遅れ」になる場合が多く、「被害」が出てからでは遅いと考える。

環境庁は、直ちに人間への健康影響調査を実施すべきであると思うがどうか。

また、仙台市では、すでに健康調査を行つており、他の自治体でも検討中と聞いている。そのような自治体に対し、政府は費用の助成を行うべきであると思うがどうか。

また、昨年の環境庁による『スパイクタイヤによる粉じん等実態調査』(昭和五十八年九月)の報告結果では、「冬期における降下ばいじんの増大はアスファルト粉じんによるもの」とし、粉塵の分析結果でもアスファルト等と同じ成分を確認しているところである。

(1) 環境庁は、五十七年度に「自動車用タイヤによる粉じん等対策調査検討会」を発足させ、五カ年計画で研究を進め対策を講ずるといわれているが、その具体的な年度計画と調査内

容も生活保護世帯を対象に、主として夏季三ヶ月分の維持管理費について定額補助を行うものであると聞いている。

スパイクタイヤによる粉塵公害対策強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年三月十日

参議院議長 木村 隆男殿 小笠原貞子

スパイクタイヤによる粉塵公害対策強化に

道路の車粉塵問題は、自動車がスパイクタイヤ

を装着して走ることにより生じ、路面を削り、粉塵を生じさせて大気を汚染し、騒音を増大させる

問題のほかに、道路の摩耗による補修費の増大(経済的負担増)や、交通安全上の根本にかかわる制動効果の問題などがあり、他面スパイクタ

イヤによる粉塵等対策調査検討会」を発足させ、五カ年計画で研究を進め対策を講ずるといわれているが、その具体的な年度計画と調査内

イヤの使用者は、公害面では「加害者」であり「被害者」でもあるという複雑な問題を内包している。

(1) スパイクタイヤ"万能論"について

スパイクタイヤは、凍結した道路上では確かに威力を發揮するが、積雪路上では他のタイヤ(スタッドレスタイヤ等)とほとんど差がないし、逆にアスファルト上(乾燥した路上)ではスパイクタイヤの方が制動距離が伸びて危険だといわれている。

しかし一般には、"スパイクタイヤ万能論"ともいって"誤解"があり、スパイクタイヤを装着していれば冬道でも"安全"なのだと過信から、夏期のようなスピードを出すため事故につながる場合も多いと有識者は指摘している。

(2) スパイクタイヤの改良について

政府は、スパイクタイヤの性能に関する詳細なデータに基づいて、正確な知識を広く国民に認識させる必要があると考えるがどうか。

スパイクタイヤのピンの改良について

北海道開発局土木試験所の久保宏部長(工学博士)の研究によると、ピンの突出量を一ミリから一ミリ減らすと二二ペーセント、ピッタリ、ピッタリの底部のフランジ径を一〇ミリから八ミリに減らすと二三ペーセント、両方を組み合わせると五一ペーセント、いずれも摩耗量が減ることが明らかになっている。(『土木試験所月報』三五九号)。更に、ピンの本数、形状、重さ、硬さなどを研究すれば、摩耗も更に減少することは確実である。

また、安全性低下(制動効果)を一〇ペーセ

ント我慢すれば、車粉塵量を四五パーセント減らすことができるとしても証明されている。

通産省は、スパイクタイヤのピンの改良について、タイヤメーカーなどの民間だけにまかせるのではなく、国の責任で研究・開発を進めるべきだと思うがどうか。

(3) スパイクピンを対象としたJIS規格の検討について

現在までスパイクピンについては、規格がなく、ピンメーカーにより材質・形状もバラバラで野放し状態が続いている。しかもピンメーカーは、タイヤメーカーと違い、中小業者がほとんどである。タイヤチエーンに厳しいJIS規格が定められているように、まさか。イクピンにこそJIS規格を検討すべきだと思ふが、通産省の考えはどうか。

(4) スパイクピンの規制について

日本自動車タイヤ協会では、今年五月までにピンの二次基準を設けることにしているといわれているが、その具体的な内容はどうなものか。

思うが、通産省の考えはどうか。

(5) 自動着脱チエーンの開発について

また新聞報道では、タイヤ協会の幹部が、「これ以上の基準は不要」と言っているようだが、これについて通産省の考え方はどうか。

スパイクレスタイヤの研究・開発の一環として、自動的に着脱ができるチエーンの実用化について、通産省は、本格的研究に取り組むべきだと思うがどうか。

外国では既に自動着脱チエーンが実用化され

れおり、また、その製品がわが国にも輸入されているが高価である。このために、わが国における実用化の研究・開発は、ぜひとも必要であり、重ねてこの点に関する政府の見解を伺いたい。

警察庁はスパイクタイヤの規制・禁止は、交通事故の多発につながるという考え方のようだが、その根拠となる科学的な研究及びそのデータを明らかにされたい。

「多重公害」として、スパイクタイヤ問題がこれだけ社会問題化している現在、具体的な規制の方針を考えるべきだと思うが、警察庁の考えはどうか。

四 当面する緊急課題について

(1) 除雪・排雪・融雪等への政府の助成の強化について

スパイクタイヤによる車粉塵被害は、特に初冬や春先などの融雪期に極端に悪化する。関係自治体は、特にこの期間に集中して除雪や融雪を徹底して行い、スパイクタイヤが不必要な状況にする為に努力を強めていい。これを効果あるものにするには、除雪車・融雪車の増車、体制(人員)の強化等の新たな財政的負担がどうしても必要である。

政府はこのような経費について、公的な助成を拡大すべきと思うがどうか。

(2) 道路の摩耗による維持修費の助成の拡大について

北海道開発局によると、ひと冬にスパイクタイヤによって削られる国道、道道、市町村道路の道路補修費の合計は百億円、札幌市だけで二十億円ということである。また仙台市でも十四億円かかっている。

建設省の資料でも、昭和五十六年度において、舗装修費は北海道で約九十七億円、宮城県で四十一億円である。

各県、各自治体にとってその経済的負担は過大であり、自治省の交付税等の助成ではまだ不足である。

政府は、このような自治体に対して、早急に実態に即した助成拡大措置を講ずべきだと思うがどうか。

右質問する。

昭和五十九年三月二十一日

参議院議長 木村 暉男殿
内閣総理大臣 中曾根康弘
参議院議員小笠原貞子君提出スパイクタイヤによる粉塵公害対策強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出スパイクタイヤによる粉塵公害対策強化に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 環境庁においては、昭和五十七年度に札幌市においてスパイクタイヤによる粉じん及び騒音の実態調査を実施したが、昭和五十八年度は、仙台市において同様の調査を実施しているところである。昭和五十九年度は、実態調査のほか新たにスパイクタイヤによる粉じんの生体影響について動物実験を主体とする

調査を実施する予定である。

その後の具体的な計画については、これら調査結果等を踏まえて検討することとしている。

(2) 御指摘の調査結果については、環境庁においても関心を有しており、スパイクタイヤによる粉じんの生体影響に関する知見の一つとして受けとめている。

また、御指摘のような助成を行うことは考えていない。

(3) 環境庁においては、スパイクタイヤによる粉じんが人間の健康に及ぼす影響の把握に資するため、山において述べたとおり昭和五十九年度に動物実験を主体とする調査を実施する予定である。その後の計画については、この調査結果等を踏まえて検討したいと考えている。

また、地方自治体に対し御指摘のような助成を行なうことは考えていない。

(4) 検討会の構成員については、(1)において述べたとおり昭和五十九年にスパイクタイヤによる粉じんの生体影響について動物実験を主体とする調査を実施する予定であるので、その際、医学的専門知識を有する者を追加することを考えている。

二について

(1) スパイクタイヤは、凍結路面等における制動性能等に優れ、交通事故防止の面で相当程度効果があると考えているが、スパイクタイヤの性能を過信し、雪道において乾燥路面の場合と同様なスピードで運転することが交通事故上問題であることは一般に指摘されてい

るところである。スパイクタイヤの性能及び

雪道での安全運転方法について正しい知識を広く国民に認識させ、その理解と協力が得られるよう、積極的に広報、指導等に努めてまいりたい。

(2) 政府においても、昭和五十九年度からスパイクピンに先端材料を利用したスパイクタイヤの低公害化技術に関する研究を実施することとしている。

(3) JIS規格については、関係省庁等で実施しているスパイクタイヤの安全性及び公害に関する調査研究結果等を踏まえ、必要に応じ検討してまいりたい。

(4) 現在、社団法人日本自動車タイヤ協会が、自主的に、ピンの打込本数及び突出寸法のよリ一層の削減、ピンの軽量化等を内容とする、現段階で最良の基準を策定中と聞いている。

(5) いわゆる自動着脱チエーンについては、民間において技術評価が行われている段階であり、政府としても、こうした動向を注視してまいりたい。

三について

(1) 積雪地域における冬季のスリップ事故と装着タイヤの種類に関し、秋田県、新潟県、山梨県、富山県及び石川県において昭和五十九年一月十六日から同年二月十五日までの間に発生した交通事故について調査したところによれば、次の表のとおりであり、警察庁においては、スパイクタイヤの装着は、交通事故防止の面で相当程度効果があると考えている。

スリップ事故実態調査結果(五県合計)			
タイヤ種別	事故件数	構成率(A)	タイヤ装着率(B)
(A)/(B)			
普通タイヤ	二四七件	三・八六%	〇・八六%
スパイクタイヤ	二一、四三四件	三八・〇八%	一一・〇八%
スパイク付タイヤ	五七七件	九・〇三%	一四・五〇%
計	六、三九二件	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%

備考 全交通事故件数 九、八九二件 うちスリップ事故件数 六、三九二件

(2) 現時点で直ちにスパイクタイヤの使用を全面的に禁止することは、交通安全上問題があるとを考えている。しかしながら、現にアスファルト粉じん、路面の損傷等の問題が生じていることも事実であるので、警察庁においては、当面の対策として、スパイクタイヤが不必要な期間において、その使用自粛の呼び掛けをきめ細かく行なうなど必要な措置を講じるよう指導しているところである。

(1) スパイクタイヤ等に係る道路の維持管理上の問題、粉じんによる環境問題、交通安全上の問題等について現在調査中であり、その結果を踏まえ、具体的の方策を検討してまいりたい。

(2) 道路の維持、修繕に関しては、一定の基準以上修繕等に限つて補助の対象としている。スパイクタイヤ等による舗装の摩耗により必要となる事業の大部分は、補助の対象となるものではない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年三月十二日

公職選挙における被選挙権者等の欠格事由としての「禁錮以上の刑に処せられた者」の範囲等に関する質問主意書

参議院議長 木村 誠男殿

飯田 忠雄

公職選挙における被選挙権者等の欠格事由としての「禁錮以上の刑に処せられた者」の第一項は、選挙権者及び被選挙権者についての欠格事由を規定しているが、「禁錮以上の刑に処せられ」の意義について不明なところがみられるので、その明確化を図るために質問する。

一 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)第六条にいう減刑の対象者としての「刑の言渡を受けた者」とは、いかなる者をいうのか見解を伺いたい。

昭和五十九年三月二十三日

參議院會議錄第八号

明治二十九年三月二十一日
第三種郵便物可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京一〇二(六代) 105

一定価
一〇 円

一四一